

<記者発表資料>

補足給付見直しによる影響調査の結果について

全日本民主医療機関連合会(全日本民医連)

● 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F

● TEL 03(5842)6451 FAX 03(5842)6460

● 照会先: 林、高梨、瀧澤 min-kaigo@min-iren.gr.jp

調査の概要と回答状況

【調査目的】

● 本年8月より実施に移された補足給付見直しによって生じている具体的な影響・困難を把握する <8月度の請求分に基づく>

【調査対象】

- 施設(特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設)、および短期入所事業所
- 見直し実施直前の7月と、直後の8月の状況の変化を把握する
 - ① 資産要件の見直しの影響
 - ② 食費の引き上げによる影響

【調査方法】

- 各施設・事業所で生じた変化・影響を所定のシートに記入
- 個別入所者・利用者の事例について所定のシートに記入

【実施期間】

- 2021年9月～10月

■ 回答数

- 施設・・・41法人47施設
- 短期入所事業所・・・50法人64事業所

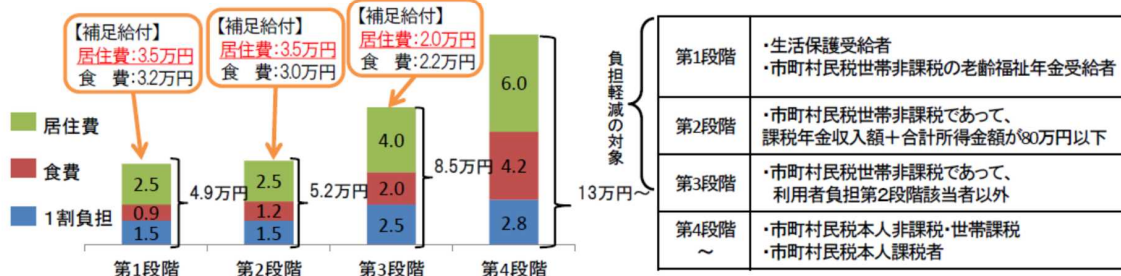
特養	20
老健	25
介護医療院	2
介護療養型医療施設	0
合計	47

「補足給付」の概要(＝施設等の居住費・食費の負担軽減制度)

平成26年改正における補足給付の見直し【平成27年8月施行(一部平成28年8月)】

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

＜現在の補足給付と施設利用者負担＞ ※ ユニット型個室の例



第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外
第4段階～	・市町村民税本人非課税・世帯課税 ・市町村民税本人課税者

(※) 認定者数: 121万人、給付費: 3165億円 [平成29年度]

＜要件の見直し＞

- ① 預貯金等** → 一定額超の預貯金等(単身では1000万円超、夫婦世帯では2000万円超)がある場合には、対象外。→ 本人の申告で判定。金融機関への照会、不正受給に対するペナルティ(加算金)を設ける
- ② 配偶者の所得** → 施設入所に際して世帯分離が行われることが多いが、配偶者の所得は、世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は、補足給付の対象外
- ③ 非課税年金収入** → 補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金(遺族年金・障害年金)も勘案する

①、②: 平成27年8月施行、③: 平成28年8月施行

出典: 第88回社会保障審議会介護保険部会資料(2019年12月16日)

2021年8月から実施された補足給付の見直し－資産要件・食費

■ 資産要件の見直し

補足給付段階	資産要件	
	現行	見直し案
第1段階	1000万円以下	1000万円以下
第2段階		650万円以下
第3段階		第3段階① 550万円以下 第3段階② 500万円以下

第89回厚労省介護保険部会資料
(2019年12月27日)より

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08696.html

■ 食費の見直し(1)－施設(特養多床室の場合)の居住費・食費・利用料・介護保険料の負担合計月額

補足給付段階	現行	収入要件		利用者数(2019・3)
		見直し案	負担月額	
第1段階	生活保護被保護者等	現行どおり	2.6万円(変更なし)	3.1万人
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税本人年収80万円以下	現行どおり	4.0万円(変更なし)	17.5万人
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税本人年収80万円超	第3段階① ①本人年金収入80万円超120万円以下	5.9万円(変更なし)	31.4万人
		第3段階② ②本人年金収入120万円超	5.9万円→8.2万円(食費+2.2万円)	

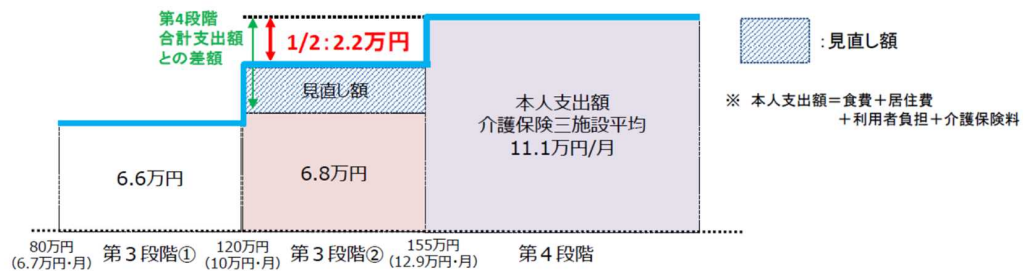
■ 食費の見直し(2)－短期入所(ショートステイ)

補足給付段階	現行	見直し後		受給者数
第1段階	300円	第1段階	300円 現行どおり	0.6万人
第2段階	390円	第2段階	600円 +210円	2.8万人
第3段階	650円	第3段階①	1000円 +350円	5.7万人
		第3段階②	1300円 +650円	

※ 93.4%

月2万2000円(第3段階②)の負担増の根拠 (厚労省資料より)

介護保険三施設に係る第4段階と第3段階②の本人支出額 (介護保険三施設平均)



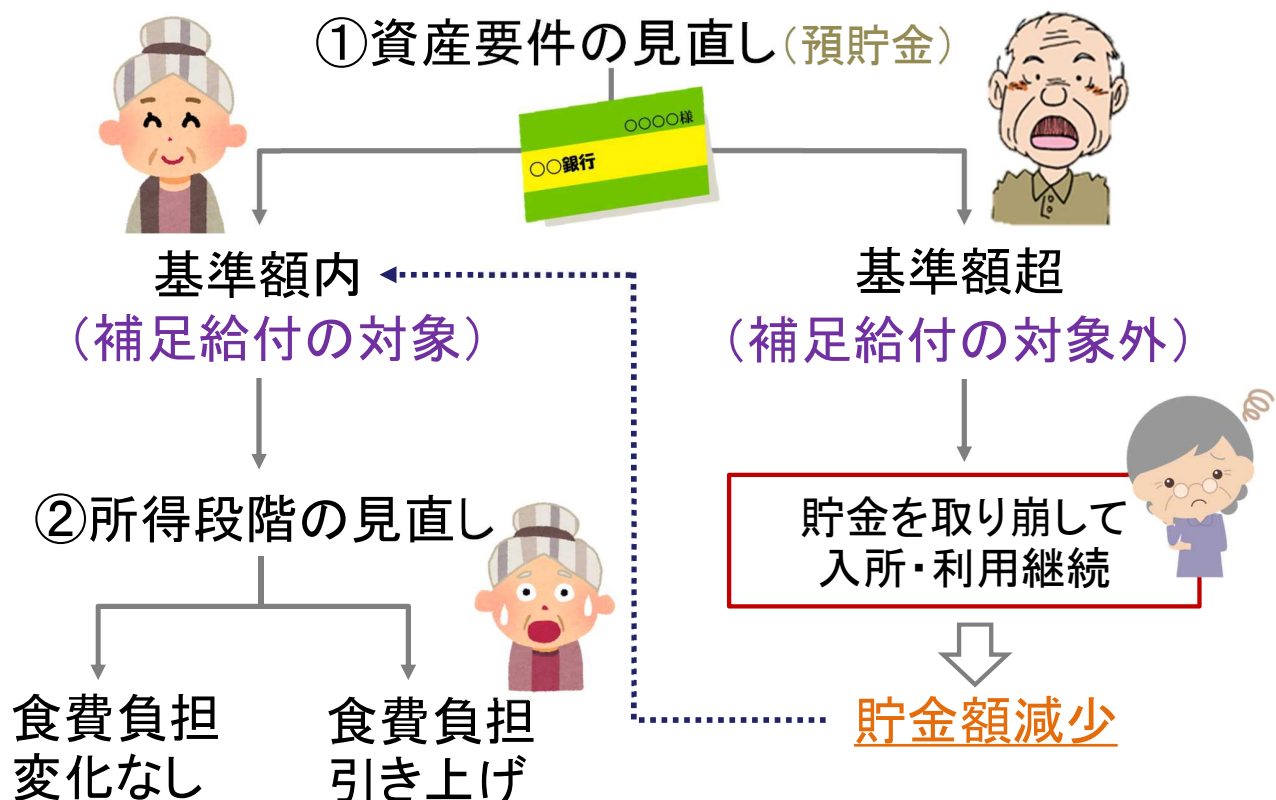
本人支出額	第3段階①	第3段階②	第4段階	第4段階と第3段階②の差額	差額の1/2 (見直し額)
特別養護老人ホーム	73,087円	74,261円	121,331円	47,070円	23,535円
介護老人保健施設	63,021円	64,195円	102,281円	38,086円	19,043円
介護療養型医療施設	63,021円	64,195円	108,304円	44,109円	22,055円
介護保険三施設平均	66,376円	67,550円	110,638円	43,088円	21,544円

- ・ 特養・老健・療養のそれぞれについて、居室類型別の利用者数（介護保険データベース(※)）で加重平均し、段階別の合計支出額を算出。
- ※ 第3段階①・②は第3段階の居室類型別の利用者数、第4段階は第4段階の居室類型別の利用者数で加重平均。老健と療養の別がないため、老健と療養とで同じ人数を用いている。
- ・ 介護保険三施設平均については、特養・老健・療養の値を単純平均。
- ・ 利用者負担は、第3段階①・②は高額介護サービス費の上限額。第4段階については、H28年介護サービス施設・事業所調年報の平均利用料。（サービス類型別の数字であり、居室類型別ではない。）
- ・ 食費、居住費、介護保険料は制度上の値をそのまま利用。

出典：第88回厚労省介護保険部会資料(2019年12月16日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08392.html

「8月からどう変わった？」ー補足給付の流れ



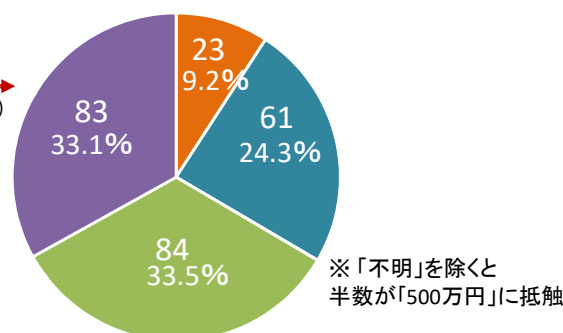
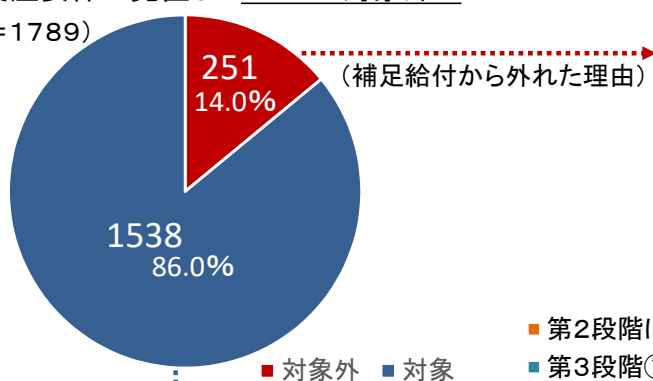
調査結果の報告

【施設】補足給付見直し影響調査集計（47施設・2730人）

★ 入所者数：2730人、うち補足給付対象者（7月）：1789人（65.5%）

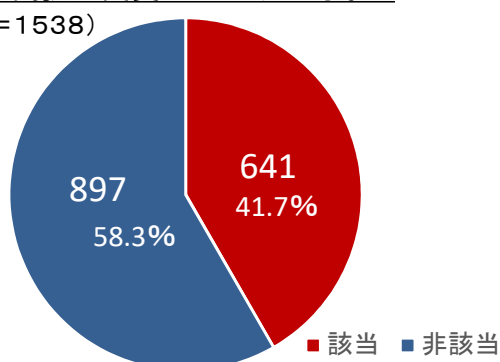
■ 資産要件の見直しで14%が対象外に

（N=1789）



■ 4割強が食費引き上げの対象に

（N=1538）



■ 見直しによる影響－7月末退所が5件等

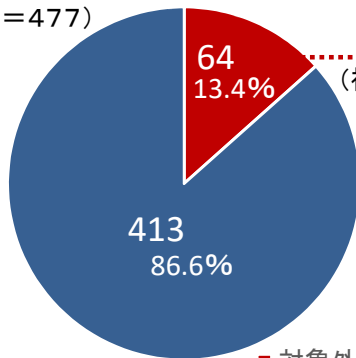
7月末で退所となった利用者数	5
今後入所を継続することが危惧される利用者、退所等を検討している利用者数	7
入所の継続に際して、本人の周辺（世帯の生計費等）に影響が生じている利用者数	47

【短期入所】補足給付見直し緊急影響調査集計（64施設・477人）

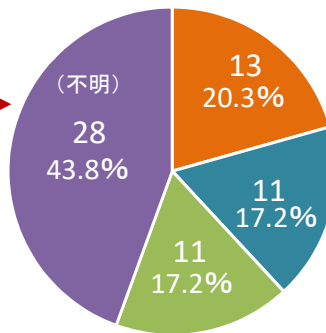
★ 利用者数：1141人、うち補足給付対象者（7月）：477人（41.8%）

■ 資産要件の見直しで13.4%が対象外に

（N=477）



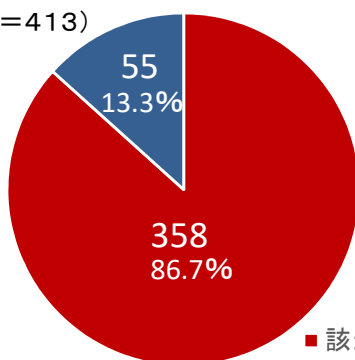
（補足給付から外れた理由）



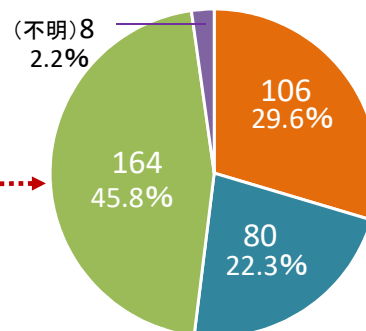
- 第2段階に該当し、「650万円」の基準額をオーバーした
- 第3段階①に該当し、「550万円」の基準額をオーバーした
- 第3段階②に該当し、「500万円」の基準額をオーバーした

■ 8割以上が食費引き上げの対象に

（N=413）



（食費負担増の内訳）



- 第2段階に該当し、+210円
- 第3段階①に該当し、+350円
- 第3段階②に該当し、+650円

Y-HAYASHI @ 全日本民医連

【施設】

■ 今回の補足給付の見直しを理由に、今後入所を継続することが危惧される利用者、退所等を検討している利用者の状況 <施設>

- 第3段階から第3段階②になった。もともと自宅退所する予定だったが、月2万円上がるのは支払いが苦しくなる。貯金したいのという話もあり、10月2日に退所。
- 在宅で看たいという希望はもっておられましたが、給付見直しが決定打になりました。
- 毎月の支払いで、本人の収入より1万円前後不足している。現在は預金を支払いに当てているが、今後を考えると多床室の金額の安い施設の検討も考えている。
- 息子さんの収入では援助が不可能。多床室の施設への転出も検討中。
- ユニット型に入所している利用者で3段階から3段階②になり、月の費用が22,000円負担増となり、「従来型」を希望している。
- 第3段階②になってしまい、利用料が増えたことで、特養の方がまだ安いのではないかと移動を早めに行いたいと希望があった（＝老健入所者）。
- 改定と同時期に個室利用を開始（認知症悪化のため）したが、約4万円の負担増となり支払いが厳しいと相談あり。

【施設】

- 補足給付の見直しにより、入所の継続に際して、本人の周辺(世帯の生計費等)に生じている影響 <施設>

- 第三段階の②に該当して、年間を通して20万円以上費用が増えた。本人の年金だけでは支払えなくなってくるかもしれない。どうしようもできないと分かってはいるが何とかしてほしい。
- 第三段階②に移行した男性利用者。見直し前から費用負担が妻の生活に影響することは仰っていた。できるだけ費用を抑えるため、補食等の購入制限の依頼があった。
- 食費が月2万円以上の値上げ。夫婦合わせて年金が20万円、これまで施設の利用料が10万円以内でやりくり出来てきたが、今後利用料がきちんと払えるのか、夫がどの程度介護保険のお世話になるのか先が見えず不安。
- 本人の年金に子供が費用を加えないと施設利用料が払えない世帯。本人の年金は変わらないため子の負担が増えた。
- 冬場に向けて灯油代の捻出が厳しく、他の生活費を切り詰める必要がある。
- きびしい。趣味に使う費用を抑えるようにした(外出を減らした)。
- 生活保護から生活再建されている息子さんと二人暮らしの利用者で、貯蓄もなく生活費を削らざる得ない状況となった。
- 年金が少なくもともと家族が経済的に支援しているが、さらなる増額となり家族の生活費を切り詰めないといけない状態になっている。

【施設】

- 今回の見直しに対する入所者本人(家族)の声・意見 <施設①>

- 「同じものを食べていて、何故支払いが倍になるのか？」
- 「今まで以上に支払いがぎりぎりになりました。これ以上負担が増えるのは厳しい」
- 「月々約2万円負担増は正直大きい。なぜそうなったのか理由を知りたい」(家族)
- 「貯金があるからダメってことですよね。(国が言いたいのは)まず制度を使う前に、貯蓄を使えってことですよね」
- 厚生年金の夫が入所中。妻は基礎年金。利用料支払い後の夫の年金が妻の生活費に当てられていたため、今までは助かっていたが、今後は節約していかないといけないと。(不満としての訴えはあるが、声を上げていくことへは諦め感あり。)
- こちらから(施設の側から)声をかけないと、条件が変わったことに気づかないご家族もいた。声をかけると、「そんなに上がるんですか」と驚く家族が大半だった。
- 「年金が少ないため、見直しをしないでほしい」「施設に早めに知らせてもらい、心の準備ができた」「今後の生活が心配」「家族も収入が少なく、負担するのは厳しいため、本人の年金内で賄ってほしい」「年金が少ない高齢者に対し、負担増となる施策は受け入れがたい」「見直し前でも生活がギリギリのため、これ以上、負担を増やさないでほしい」
- 実際の利用料請求書を確認後、複数の家族からの問い合わせがあり、制度改定による増額と説明。「これほど上がるとは思わなかった」という声が殆どだった。

【施設】

■ 今回の見直しに対する入所者本人(家族)の声・意見 <施設②>

- 「月3万円も上がってびっくりした。預金500万円を少し超えると高くなり、500万円を少しすくなければ安くなるのでは不公平だと思う。基準をどのように決めたのか？と思ってしまう」との意見が聞かれています。
- 「急になぜこんなに上がるのか？ 段階が1つあがるだけでこんなに高くなるとは」。
- 「今まで年金の中で払っていたのに、預金を崩す必要が出てきた。でもサービスは利用し続けないと家族が生活できない」。
- 「今は大丈夫だけど、今後は本人の年金だけでは生活できなくなってきてしまうかもしれない」。
- 「家族の生活をもっと切り詰めなければと...」「一気に月2万円増え生活苦しい」「老人の食べる量は少ないのに、食費代が若いひと並の代金がかかると思うと、うーんと思う」「だいぶ高くなったなあと率直に思いました。今までの安すぎたのかもしれませんが」「あまりの負担額の差の多さに腹立たしい。少ない年金からの負担にまたやりくりが大変だ」「仕方ないことだと思います」「自分が対象になるとは思わなかった。預金は日々余ったお金を貯めて葬儀代にとっておいてある。120万円の基準を超えるくらいなら国民年金の受給をやめようと思うくらいだ」。
- 「困る」という声よりも「仕方がない」という声が多く、在宅介護が困難であるといった背景も影響していると考えられる。
- 「補足給付の見直しに反対です」「政府のやり方はひどい」「年金では賄えない」。

【施設】

■ 今回の見直しに対する入所者本人(家族)の声・意見 <施設③>

- 本人より利用料金が高くなるのを心配し、補足給付の話を生活相談員より聞いている方がいた。家族とも面会が出来ないため、金銭的な相談もできないことを心配されていた。
- 「叔母の年金を超えると自分たちが補うことになり、これから先何年続くか不安」。「働けないので貯金が削られていく一方、残があるうちは良いが無くなった時はどうしたらいいか不安に思っている」「年金でまかなえる範囲内ですが2割アップはかなり大きい。この積み重ねで影響がでくと思うし、さらなる値上げへと進むのではと心配です」
- 「葬儀代くらいは残したいと貯金してきた。先の見えない施設利用料・利用期間に不安」。
- あるご家族より。「加算などが変わった直後なので負担感が強い」「自分は地域の民生委員をしており、近所の方から施設入所について相談を受けるが、皆なかなかわかりにくい、とにかくそんなに負担はできないと言われる。サービス抑制につながっていると思う」
- 「預貯金は余裕があって貯めているわけではなく、コツコツ節約し、何かの時のため(葬式など)にあるもので、こんな形で取り上げられるなんて許せない」。
- 今回の改定で基準が下げられて支払いの負担が増えたとしても、預貯金から払っていき、預貯金が基準の額より減ったら再度申請をすれば良いと行政は言う。
- 私(娘)が郵便局で解約手続きをしようとしたが、「本人でないとダメ」と言われ事情を伝えたが、「お母さんは生きていますよ」と受け付けてくれなかった。それではどうすれば良いかを尋ねたら「亡くなるのを待つしかない」と言われた。
- 結局定期預金などで基準を超えている場合は解約することも出来ず、本人が亡くなるのを待つしかない。それまでは子ども世帯が負担をしていかなければならない。

【施設】

■ 今回の見直しに対する「特養入所申し込み者(待機者)」の声・意見 <施設>

- 入居費用の金額を見て、補足給付の対象とならない方の中に入所申し込みを辞退される方が出始めている。
- 7月の申込段階で8月からの料金改定を伝えたところ、負担が大きく、他の施設を探すと申し込みを断念された方が2～3人。
- 経済的理由により従来型の施設も検討しなければならない。
- ユニット型(個室)より、居住費の負担が少ない従来型(多床室)を希望される方が増えている。
- 「本人に貯蓄はないが支払いに困るため、家族のお金を補足給付の対象になる基準に収まるよう金額で入金していた。見直しで金額が変わるので家族が本人に代わって支払っていたものを本人払いに切り替えた」
- 両親がともに基礎年金。今後のためにと本人たちがコツコツ貯めてきた預貯金が原因で補足給付の対象から外されてしまうのはおかしい。
- 負担限度額認定証の説明するが、初めから申請しないご家族がいる。
- 費用計算については理解されていない方が多いと思う。
- 法人の理事会にて、「特養で有料老人ホーム並みの利用料が必要になれば、入居できる方はいなくなる」など、今後の高齢化社会、高齢者が安心して暮らせる世の中に逆行する、という憤慨意見がだされた。

【短期入所】

■ 今回の見直しをきっかけとした、短期入所等サービス利用への影響 <短期入所>

- 月7日程度利用されていたが、費用負担が厳しいとのことで月2～3日程度に減らす、もしくは利用しない月がある。
- 週末家族旅行などで不在になる際に利用していたが、補足給付から外れ、コロナで外出もできないため、サービス利用意向が消失してしまった。食費引き上げがあっても、認知症により介護負担が大きいので利用せざるをえない。
- 預貯金のオーバーで申請できず、第4段階となり利用を止めてしまった。もともと月数日の利用だったため、今のところは日数を減らさず利用を継続している。
- 「同じ食事内容なのに、料金だけ上げられるなら施設利用しない」と本人が頑なに利用拒否。

■ 今回の見直しによって本人の周辺(世帯の生計費等)に生じている影響 <短期入所>

- 食費が一昨年650円でしたが、改定後1,000円(1日当たり350円増)となり、さらに生活を切り詰めている。
- 息子さんと二人暮らしの利用者で、貯蓄もなく生活費を削らざるを得ない状況となった。
- 数カ月後には支払いが厳しくなり、利用を考える方も出てくると予測される。
- 今回の見直しによって、より一層生活費を工面しなければならない状況になったという意見がありました。

【短期入所】

■ 今回の見直しに対する利用者本人(家族)の声・意見 <短期入所>

- 食費が倍近くになり、痛手が生じている。
- (家族) 短期入所が利用しづらくなった。年金が下がっていくのに食費の値上げの影響は大きい。ズルをしているわけでもないのに、どうして自分らをさらに苦しめる真似を国はするのか。どうしても必要だから利用しているのに、利用するなというのか。もっと苦しめというのか。
- 急に食費が倍額程度上がっていることから、事業所の請求間違いではないかとの問い合わせが複数あった。
- 基準額が変更になり対象から外れ、経済的に厳しくなってしまった。料金があがっても利用しないと生活できないので仕方がない。
- 利用者負担の増額によりショート利用を迷う部分もあるが、利用しないと困るのでそのまま継続するしかない。
- 厳しいです。利用料が上がってしまってもショートは使わないと困るので利用します。
- 自分たちの生活もいっぱいなのに、全額が上がるとさらに厳しくなる。
- 今回の見直しによって食費が引き上げられた分のお金はどのように活用されるのか。

事例紹介

【事例／施設】

◆(特養) 95歳・女性／要介護4／家族構成その他 * 第2段階 (NO.6)
※(居)25,420円 → 62,186円 (食)12,090円 → 48,505円

① 本人の年金が月約57,000円。見直し前も1カ月84,033円の利用料で毎月の年金＋預貯金で支払いをしていた。今回の改定で対象外となり153,409円と倍近くの利用料に。約96,000円を毎月預貯金から捻出する必要あり。今回700万円の預貯金があったため＋50万円オーバー。しかし、毎月10万円近い持ち出しにより、半年しない間に要件を満たすようになる。

② 息子さんと2人暮らし。息子さんは自身で花の出荷をしており、そちらの収入があるため、今すぐの影響、困難はない。しかし、天候で出荷状況も変動するため、本人の利用料まで支援する余裕はない様子。

③「こんなに高くなるとは思わなかった。高くなるけど仕方ないね」。本人の年金もわずかなため、特養であればと特養を選んで入所した方。2年前に入所した時に、まさか有料老人ホームなみの利用料がかかるといもしなかったでしょう。しかし、自宅での介護が難しいため、仕方ないと言いながら高い、利用料を払わざるを得ない状況。とてもせつない現実です

① 入所者本人に生じている影響・困難 ② 家族に生じている影響・困難 ③ 本人・家族の声・意見
④ 施設としての対応・コメント

【事例／施設】

◆(特養) 80歳・女性／要介護3／家族構成その他 * 第3段階② (NO.7)
※(居)11,470円 → 26,505円 (食)20,150円 → 48,050円

② 入所前は息子さん2人との3人暮らしだった。1人の息子さんは脳性麻痺で障害年金受給。もう1人の息子さん自身も発達障害がありそうではあるが母親と弟の介護をしてきた。冬は暖房を使わず、寒い中で鼻水を常に垂らしている状況。眼鏡が壊れてもテープで貼って暮らし、貯蓄を切り崩しての生活だった。入所後、数年手続きをされて来なかった夫の遺族年金の請求支援を行い、その間の年金が支給され、ご本人も第3段階②に該当する程度には遺族年金を受給。貯蓄で今回外れてしまったが、今後困らないようにと節約に節約を重ねた生活による貯蓄によるもの。今後のためではなく、現在の生活にお金を使って貰いたい、今年の冬も暖房を使わずに過ごすことになりそう。

③「国が決めた事なら仕方ないですね」と弱々しい声。

④ 悔しくて溜まりません。同じ年金の方をどんな理由で貯蓄をしてきたのか、貯蓄が出来なかったのかに限らず、貯蓄金額を下げて来た。葬式代など子どもに迷惑を掛けないようにと貯めて来たものが報われません。

① 入所者本人に生じている影響・困難 ② 家族に生じている影響・困難 ③ 本人・家族の声・意見
④ 施設としての対応・コメント

【事例／施設】

◆(老健)86歳・女性／要介護3／单身 *第3段階② (NO.12)

※(居)?

(食)20,150円 → 44,795円

- ① 老人保健施設退所後の施設選びの範囲がかぎられてしまった。当初は、新しいタイプの綺麗な施設を利用させたいと思っていたが、今回の改定によって料金との関係から難しい選択が発生した。
- ② 葬儀代は残しておきたいと貯金していたが、切り崩して生活を送らなくてはならない状況になった。
- ③ 先の見えないことなので不安しかない。貯金を使ってしまった方が良かったのだろうか考える。
- ④ 預貯金額が30万円オーバーして非該当になった事例。年金での支払いでは不足する月も発生。空き家になっている自宅の維持管理費、生活用品に必要な費用等を考えると生活に影響が出てくることが予測される。利用者にとって適切な制度改定とは思えない。

① 入所者本人に生じている影響・困難 ② 家族に生じている影響・困難 ③ 本人・家族の声・意見
④ 施設としての対応・コメント

【事例／施設】

◆(老健)94歳・女性／要介護4／单身 *第3段階② (NO.17)

※(食)20,150円 → 42,160円

- ① ご本人の介助量や認知症の状態からは、今後の療養先として考えられるのが特別養護老人ホームですが、本人の収入ではユニット型特養の費用は支払えないため、従来型の特養に限定され、選択肢が狭まることを予想しています。
- ② 長生きするほどに預貯金が少なくなることからは、不安はあると思われます。
- ③ 国民年金と遺族年金を受給しており、両方合わせて月額104,000円程度。老健の入所費用は補えるが、日用品や差し入れなど他にもかかる費用があり、年金でやりくりができなくなり、本人の預貯金を崩すことになった。これまで、毎月余ったお金を葬儀代として積み立てていたが、その預貯金を崩すことになっている。わずかな国民年金なので受給をやめようと思うくらいだ。
- ④ この事例について、現時点で対応を要する事態には至っていないと見ています。第3段階②の対象者の収入について年120万円以上と設定されたことの理解ができない。

① 入所者本人に生じている影響・困難 ② 家族に生じている影響・困難 ③ 本人・家族の声・意見
④ 施設としての対応・コメント

【事例／短期入所】

◆ 99歳・女性／要介護3／家族構成その他 *第2段階 (NO.5)

- ① 7月まで第2段階だったが、8月から対象外に。7月は利用日数6日で8月は4日だけの利用。見直しで、390円／日→1445円／日となり、1日分の食費の差額は1055円の増加となった。
- ② 1日の食費だけで1055円もこれまで以上に支払わないといけない事は経済的負担となり、払えない場合は利用を控え、自宅でみる時間がこれまで以上に多くなり、介護負担も増大することとなる。介護者の心身とも疲労が増し、なお且つ経済的なダメージがあるので、在宅での介護自体をあきらめる方が今後増えるだろうと予測できる。
- ③ 「今回はダメだった」と落胆の言葉、「仕方がないでしょ」との声が多く聞かれた。
- ④ 食費等利用料の負担額が大幅に上がり、短期入所の回数を一時的に減らすことで経済的な負担を抑えたとしても、その分在宅での介護をしないといけない時間が増えてしまい、介護者の心身の負担が増える一方である。今後、在宅が難しくなると施設入所を考えるが、入所費も大幅に増えており、簡単に申し込めない。一生懸命介護している、介護を受けている人達の行き場を奪い、なにも報われない社会の仕組みになっていると強く感じる。

① 利用者本人に生じている影響・困難 ② 家族に生じている影響・困難 ③ 本人・家族の声・意見
④ 事業所としての対応・コメント

【事例／短期入所】

◆ 103歳・女性／要介護2／単身 *第3段階① (NO.4)

- ① コロナが流行する前までは東京にいる娘、孫が交代で帰省し デイ、ショートを利用しながら自宅で生活していた。コロナの影響で家族の関りができなくなったため、ロングショートを利用している。家族の関りができない状況は続いているため、利用料があがっても、自宅に帰ること、ショートを減らすことはできず、同じようにロングショートを利用している。
- ② 東京にいる娘さんは飲食店を経営。コロナの影響で店の経営も悪化している。
- ③ 本人への金銭的援助はもちろん厳しく、逆に支援してもらいたい状況である様子。弱い立場の人からお金を取るなんて本当にひどいですね。
- ④ 預貯金500万円では安心した生活は送れない気がします。コロナが落ち着いて在宅生活に戻れた時に、今度はお金の面で制限のある生活をしなければいけなくなるのでしょうか。お葬式代だけ残せばいいということでしょうか。自分のため、家族のため 色々な思いで貯めてきたお金だと思います。厳しい締め付けだと感じます。

① 利用者本人に生じている影響・困難 ② 家族に生じている影響・困難 ③ 本人・家族の声・意見
④ 事業所としての対応・コメント

事業所・担当者の声・意見

【施設】

■ 今回の見直しに対する事業所、担当者の意見 <施設>①

- 事前に見直しが行われる案内はしたが、8月の請求書が届いて初めて見直しの影響を実感する家族が多い。
- 今回ユニット型個室に入居中の方6名が補足給付の対象からはずれた。また、第3段階②に該当する方が23名(定員100名)とこれまでの補足給付対象者66名の3.5割を占める。長期的に見ると多床室への転居を希望する糧や、個別の相談を受けることが予想される。
- 月に食費が2万円以上の負担は厳しい。キーパーソンが子供ではなく、甥や姪の場合は本人の年金だけでは支払いが出来なくなるかもしれないなど、不安を強く感じる。
- 支払金額に、医療費、髪のカットや日常生活費を足すと、月の収入以上の支払いになっている方がほとんどになっています。
- これまでの自己負担の引き上げとはレベルが違う内容だと思います。市内では新設特養は全てユニット型で従来型の特養は減少しています。この改定で月あたりの収入が10万円そこそこで預貯金がない人はユニット型特養の費用を賄えません。在宅で生活できない高齢者の療養先について介護保険の施設で対応できない事態に憤りを感じます。
- 現時点では入所継続を危惧する方はいないものの、入居者を支える家族の状況が変わったり、今後入所を検討している方で年金の範囲内でなければ難しい方にとっては、施設入所(継続)の壁は高いと思う。
- 経済的負担から行き場がなたいため特養への入所を選ばれる方は多く、その特養での利用料の引き上げは、今後行き場のない要介護者・家族を更に生み出すのではないかと。

【施設】

■ 今回の見直しに対する職員の声、担当者の意見 <施設②>

- ①「安心した老後生活が送れません」。②「施設利用料以外にも生活するための費用が発生します。子育てと違い、先の見えない介護に不安を感じる方が多くいます」。③「子供に迷惑をかけたくない」と本人がこつこつ貯めた貯金。生活を圧迫させるのは確実です」。④「改定にたびに利用者負担が増加する介護保険制度の在り方に疑問を抱きます」。
- 約2万円～6万円ほどの負担増となるのは、例え今は支払いが困難ではなくても、今後にかけての資金計画ややりくりに大きな影響をもたらすと思う。
- 費用負担が増えた方は、結局はそれによって貯蓄を切り崩すことになってしまい、将来が不安であると聞くと心が痛い。また次の施設を探す際に収入が少なく費用面に絞った場所を望まれる方はその意向に拍車がかかってしまい、施設の紹介が難儀になった。
- 年金・所得も増えない中で今回の見直しはあまりにも急激な負担増である。将来を心配する高齢者なら500万円前後の貯金はお金は節約に節約を重ねて貯めてきたものだと思う。それを施設利用料として使わせるような制度は望ましいものとはいえない。
- 個々のご利用者、ご家族への説明が稚拙すぎる。厚労省の説明チラシ1枚でどれだけの方が理解できるか。また、改定後の受給者証の値上げの額は小さく印字されているのみで、「あなたの区分が変わりました」など、介護認定で配布されるような個人へのお知らせはついてこない。請求が来て初めて値上げを知る場合もあったかと思う。

【施設】

■ 今回の見直しに対する職員の声、担当者の意見 <施設③>

- 見直し前でもぎりぎりだと話していた家族もあり、施設入所を断念する要介護者がでてくるといいます。搾り取るところが違うと思います。介護は生活です。日々の負担増は生活を圧迫します。
- 特養は終の棲家、施設系で一番安い、というフレーズもだんだん怪しくなってきました。第4段階になった方は3万5千円～4万円弱の負担増です。
- 今回の改定はコロナの影響前に決まった施策で、今これを実施するのはあまりにも弱者をいじめるやり方だ、到底理解できない。
- 入居時は必ず施設利用料を確認し、年金や預貯金から支払いできるかを検討してから入居されています。それが制度が変わるからと言って簡単に利用料金が大きく変更になってしまうことは、本人、またその家族の人生設計が大きく変わることになると思います。負担増となっても入居者・家族は施設を出ていく訳に行かないので支払わざるを得ないです。そのために、他の何かを削る、我慢する、他の誰かが負担することになります。それで退居者が出なかったら、表面だけを見て国は基準を下げて困る人はいないと判断するのでしょうか。
- そもそも貯蓄のコピーを添付させるこの制度自体がおかしいと思っています。施設費用の負担増が生活に与える影響は大きいです。入院時や何かあった時の備え、配偶者が基礎年金の方への生活費への補填など今後のやりくりに影響を与える改定。対象が限定されており、当事者にならないと分かりにくい。「国が決めた事なら仕方がない」と諦めの反応が多い印象。この改定もまた狡猾な仕組みづくりがされていると感じました。

【短期入所】

■ 今回の見直しに対する職員の声、担当者の意見 <短期入所①>

- 第2段階から引き上げが実施されたことにより、26人中25人が値上げとなりました。非課税世帯の値上げは納得いかず、特養との差にも疑問を感じます。
- そもそもお金が無いので補足給付を受けている利用者から、支払い能力ギリギリまで搾り取るという考え方に違和感を覚えます。
- 医療保険もそうだが、分かりづらいところを狙い撃ちするやり方、高齢者の資産を使い切らせるようなやり方がひどい。
- 今はまだ支払えても今後支払いに困難を生じる方が出てくるとわれ、年金などの低所得者への負担増はやめてほしい。
- 75歳以上の医療費負担も1割から2割に引き上げられ、さらに介護費用の負担増は、利用者・家族にとって経済的影響が極めて大きい。
- ロングショート(ほぼ1カ月の利用)の利用者が3分の2を占めている状況であり、月々の利用が2万円程度上がる方が10名、定期利用者の3分の1を占める。11月以降、ケアマネジャーを通じて利用変更があるのではと予想される。
- 利用者・家族にとっては生活への負担が大きく影響する事柄であるのに、行政の紙切れ一枚での対応はあまりにひどい、いのちを軽視した対応であると強く感じた。
- 3段階②に該当すると食費が2倍となり、ショートステイを1カ月利用すると約20,000円負担が増え、経済的な負担は相当なものだと推測される。将来的にショートステイの長期利用を抑制するための戦略なのではないか。

【短期入所】

■ 今回の見直しに対する職員の声、担当者の意見 <短期入所②>

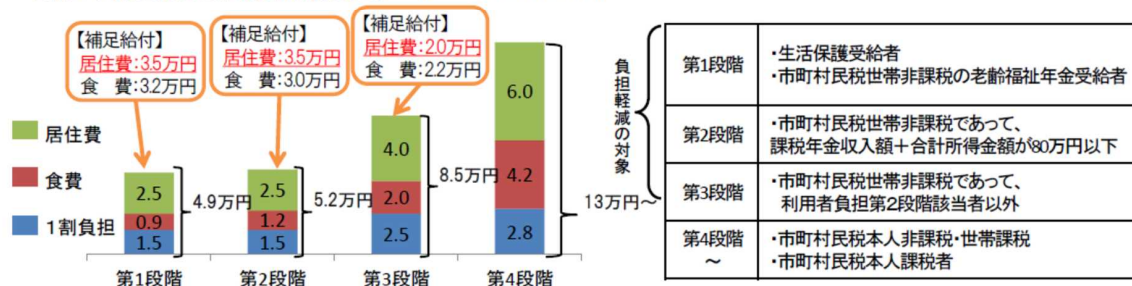
- 短期入所の定期的な利用者は、家族の介護やサービスを使って何とか在宅生活を送り、家族の心身の負担を少しでも軽減するためにショートステイを使っている方が多い。そのような方にとって今回の値上げは非道と思える。国は地域包括ケア云々と言っているが、在宅サービスの費用を値上げしたことは理解に苦しむ。
- 介護負担軽減の目的で利用を希望されるケースが多い中、金銭的な負担が増えることで「利用を控える→ 介護疲れ→ 共倒れ」という悪循環が生じることが懸念される。
- レスパイト目的で利用していた家族にとっては利用料金が上がる事で利用を控える動きが出てくるのではないか。
- 入所が決まるまでショートステイを使い続けざるを得ないケースもある。見直しで利用者の生活がますます苦しくなってしまう。
- 利用者の選択肢が減ってしまう事態にならないようにすべき。コロナ禍による各種加算などで全体的に利用者負担が増加している、このタイミングでの見直しは断固反対。
- ギリギリまで本人、家族が誰かの助けを求めず、その状況に回りが気づけない状態を生まないよう、利用を減らしたり、キャンセルがあれば理由を確認し、ソーシャルワーカーとして支援をしていきたいと思う。
- 資産要件の見直しにより、補足給付に該当する対象者は減り、ますます入所(短期・長期)をためらう利用者が増えるのではないか。自治体にも実態を伝えていきたい。

これまでに実施された「補足給付」の見直し(2014年法改正)

平成26年改正における補足給付の見直し【平成27年8月施行(一部平成28年8月)】

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

<現在の補足給付と施設利用者負担> ※ ユニット型個室の例



<要件の見直し>

- ① 預貯金等 → 一定額超の預貯金等(単身では1000万円超、夫婦世帯では2000万円超)がある場合には、対象外。→ 本人の申告で判定。金融機関への照会、不正受給に対するペナルティ(加算金)を設ける
- ② 配偶者の所得 → 施設入所に際して世帯分離が行われることが多いが、配偶者の所得は、世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は、補足給付の対象外
- ③ 非課税年金収入 → 補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金(遺族年金・障害年金)も勘案する

①、②:平成27年8月施行、③:平成28年8月施行

(※)認定者数:121万人、給付費:3165億円[平成29年度]

出典:第88回社会保障審議会介護保険部会資料(2019年12月16日)

2014年の見直しによって生じた影響・困難

■ 「預貯金等」=資産要件の導入

- タンス預金の申告も求める
- 証明 → 貯金通帳のコピーの提出を要請 → 申請拒否

■ 「配偶者の所得」=配偶者要件(世帯分離)の見直し

- 世帯の家計を圧迫→食費の節約など
- 入所を継続するために離婚を選択
(弁護士と相談したケースも含めて民医連内で2件確認)

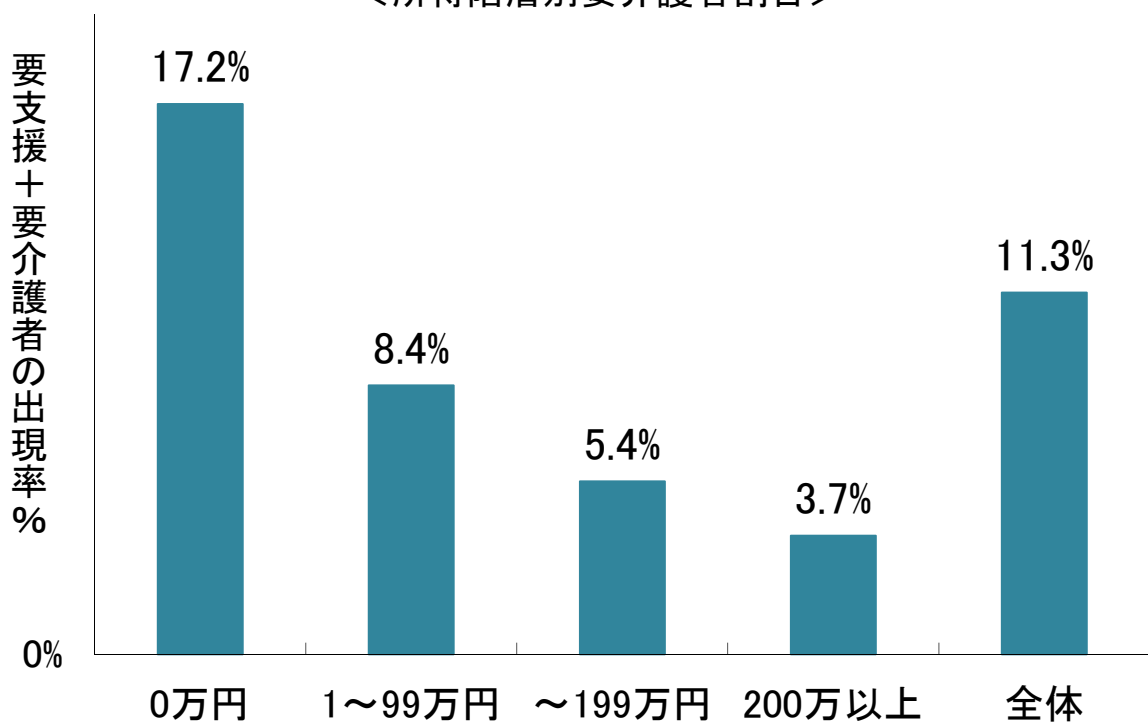
■ 「非課税年金収入」=遺族年金を「収入」に勘案

- 一人暮らしの女性に生じた入所困難

■ 費用工面の目処がたたず「待機者にもなれない」事態に

可処分所得と要支援・要介護者の出現率

<所得階層別要介護者割合>



※ 近藤克則『健康格差社会』

Y-HAYASHI @ 全日本民医連

私たちの提案・要望

■ 補足給付(施設等の居住費・食費)に関わる当面の提案・要求

● 8月から実施されている見直しを中止・凍結すること

★ 低所得者(本人・世帯とも市町村民税非課税)を対象、しかも国民全体が様々な困難を強いられているコロナ禍のもとで実施された。

● 補足給付の要件について、2014年「改正」前に戻すこと

● 老健施設などの多床室に対する居住費徴収の検討を行わないこと

2021年介護請願署名

一介護をする人・受ける人がともに
大切にされる制度へー

・ 中央社保協 ・ 全労連 ・ 全日本民医連

・ 認知症の人と家族の会

・ 21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会

・ いのちと暮らしを脅かす安全保障関連法に反対する医療・介護・福祉の会

・ 「守ろう！介護保険制度」市民の会

2022年通常国会に
提出予定

- 1 安心して介護サービスを提供できるよう、新型コロナウイルス感染症に対する対策を強化すること
- 2 介護保険料・利用料負担の軽減やサービスの拡充など介護保険制度の抜本的な改善を行うこと
- 3 すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げること、その財源は全額公費負担でまかなうこと
- 4 介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること